

(5) 令和6年度大分県児童生徒の体力・運動能力等調査実施要項

1 調査目的

本県児童生徒の体力・運動能力等の現状を明らかにし、体育・保健体育授業の工夫・改善のための基礎資料とするとともに、子どもの体力向上に係る施策の成果と課題の検証に活用する。

また、児童生徒一人一人が体力・運動能力等に関心をもち、進んで自己の体力や能力に応じた体育的活動を実施するための動機づけとする。

2 調査期間

令和6年5月～7月

3 調査項目

(1) 体力・運動能力に関する調査（新体力テスト）

小学校：1年～6年（6歳～11歳）	中学校：1年～3年（12歳～14歳） 高等学校：1年～4年（15歳～18歳）
① 握力	① 握力
② 上体起こし	② 上体起こし
③ 長座体前屈	③ 長座体前屈
④ 反復横とび	④ 反復横とび
⑤ 20mシャトルラン	⑤ 持久走（男子1500m・女子1000m） または20mシャトルラン
⑥ 50m走	⑥ 50m走
⑦ 立ち幅とび	⑦ 立ち幅とび
⑧ ソフトボール投げ	⑧ ハンドボール投げ

(注) 年齢は4月1日現在

(2) 生活習慣等に関する調査（質問紙）

① 運動部や地域スポーツクラブへの所属状況（スポーツ少年団を含みます） 運動部や地域スポーツクラブにはいつていますか。
② 運動・スポーツの実施状況（徒歩通学や外遊びは含むが、学校の体育の授業は含まない。） 運動やスポーツをどのくらいしていますか。
③ 1日の運動・スポーツ実施時間（徒歩通学や外遊びは含むが、学校の体育の授業は含まない。） 運動やスポーツをするときは、1日にどのくらいの時間しますか。
④ 朝食の有無：朝ご飯 朝食は食べますか。
⑤ 1日の睡眠時間
⑥ 1日のスクリーンタイム ※スマホ、PCゲーム、テレビ等の画面を見つめる時間 1日のスクリーンタイムはどのくらいですか。
⑦ 就寝：早寝 夜更かしをせず、時刻を決めて寝ていますか。
⑧ 起床：早起き 早起きを心がけ、時刻を決めて起きていますか。
⑨ 食事 好ききらいをせず、残さず食べていますか。
⑩ 運動への愛好度 運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツをすることは好きですか。
⑪ 1日の家庭学習時間（学習塾の時間は含む） 1日にどのくらい家庭学習をしていますか。
⑫6～11歳 小学校入学前の外遊びの状況 小学校入学前どのくらい外で体を動かす遊びをしていましたか。 ⑫12～18歳 ねばり強さ なんでも最後までやりとげたいと思いますか。
⑬ 学校生活の充実度 学校生活は楽しいですか。

4 調査対象

- (1) 小学校（1年～6年）：全公立小学校（分校含む）、義務教育学校（前期）・全児童
（質問紙調査は4年生以上）
- (2) 中学校（1年～3年）：全公立中学校（分校含む）、義務教育学校（後期）・全生徒
- (3) 高等学校（1年～4年）：全公立高等学校・全生徒（定時制を含む）

※調査は、全校種・全学年・全児童生徒・全項目の実施を原則とする。

ただし、特別支援学校及び小・中学校及び義務教育学校の特別支援学級に在籍している児童生徒については、その障がいの状態等を考慮して、参加の是非を適切に判断するものとする。

なお、校舎改築や運動場整備等の事情により、実施が困難な場合には、その項目を実施しないことができるものとするが、調査期間内に整備等が終了し、実施が可能となった場合には、調査を実施するものとする。

また、健康上実施が困難な児童生徒についても同様とするが、その場合においても、調査期間内に、健康が回復した場合には個別に調査を実施するものとする。

5 調査結果の用紙等のダウンロード・入力について【結果報告業務の手順 ver1.3 参照】

- (1) **ダウンロード**：教育行政用パソコンを使用し、Web ページ (<http://oen.oita-ed.jp/tairyoku/>) から各校種のシート等をダウンロード。
- (2) **入力**：2024年度の各校種のシートに入力。過去のシートでは提出不可能。

※小学校4年生以上が実施する生活習慣等に関する調査については、通知文に添付された「アンケート用紙」を各学校で印刷して使用する。

※入力シート（エクセル）のマクロ等を改変しないこと。

6 調査結果の提出

- (1) 対象：調査を実施した全ての学校・全ての児童生徒（特別支援学校は提出の必要はありません。）
- (2) 期間：令和6年7月1日（月）～令和6年8月30日（金）
- (3) 入力をしたエクセルシートを、別添「大分県体力・運動能力等調査結果報告業務の手順 ver. 1.3」を参照の上、手順に従って提出。
- (4) 作業は、教育行政用パソコンを使用し、上記「令和6年度大分県児童生徒の体力・運動能力等調査」における結果入力について → <http://oen.oita-ed.jp/tairyoku/> から提出。

※教育行政用パソコンとは、人事管理システムやストレス診断システムが利用できるパソコン。
（仮想システムでは、アクセス不可能。）

※別添「大分県体力・運動能力等調査個別調査結果票 印刷手順書 ver. 1.3」を参照の上、調査結果票を印刷し、各学校の児童生徒の実態把握に活用。

7 体力・運動能力に関する調査実施における留意事項

（スポーツ庁「新体力テスト実施要項」＜6歳～11歳対象＞に基づき実施すること）

- (1) 児童生徒の健康状態を十分把握し、事故防止に万全の注意を払うこと。特に、医師から運動を禁止または制限されている者はもちろん、当日身体の異常（発熱、倦怠感など）を訴える者には行わないこと。なお、1年生については、健康診断実施後に行うこと。
- (2) 熱中症による事故を防ぐため、テストを実施する際は、「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症（独立行政法人日本スポーツ振興センター）」等を参考とすること。また、十分に水分補給することができるようにすること、日よけを設けること、換気を十分に行うことなど適切な配慮をすること。
- (3) テストは定められた方法のとおり正確に行うこと。また、低学年の場合は、あらかじめテスト運動に慣らしておくことが望ましい。
- (4) テストの順序は定められてはいないが、20mシャトルラン（往復持久走）は最後に実施すること。
- (5) 計測等において、児童生徒に負担を強いることがないようにすること。

8 問い合わせ先

【調査について】 体育保健課学校体育班 097-506-5639
【提出等操作について】 県教育委員会ヘルプデスク 097-506-5466(5467・5468)